

# 重要ルール①：対象経費の「○」と「×」



## 補助金で支払えるもの (対象となる経費)

- 専門家への謝金・報酬（事業のために特別に雇った人や事業に直接関係する業務にかかる賃金）
- 事業に必要な消耗品費・印刷製本費（チラシ作成など）
- 事業実施のための旅費
- 会場使用料、通信運搬費、委託料



## 補助金で支払えないもの (対象とならない経費)

- 団体の役員や通常スタッフの給料（人件費）
- 飲食代・食糧費（※原則対象外です）
- 団体としての運営費等
- 他制度（障害者総合支援法など）で支援を受けられる事業の経費

## 重要ルール②：サンセット方式

【補助金は最大3年間】

ルール: 補助金の交付は最大3年間（3年度）まで



### なぜこのルールがあるの？

- 永遠に補助金に依存するのではなく、団体が自主的に運営できる力をつけてもらうため。
- より多くの「新しい事業（新規団体）」の立ち上げを県として応援し、予算を有効に循環させるためです。

# 申請前の最終チェックとお問い合わせ窓口

- 「公益性・専門性・広域性」の3要件を満たしているか？
- 普及啓発（結果の周知）を計画に組み込んでいるか？
- 予算にスタッフの通常給与や「食糧費」が含まれていないか？
- 申請期限（5月31日）に間に合うスケジュールか？

## ご相談・お問い合わせ先

-  担当：沖縄県 生活福祉部  
障害福祉課（計画推進班）
-  電話：098-866-2190
-  FAX：098-866-6916
-  住所：〒900-8570  
沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

※詳細な様式や手引きは、沖縄県ホームページの「障害福祉課」ページよりダウンロードしてください。